介護保険料が変わります

介護保険料は、佐々町の高齢化の状況や介護保険サービスの利用状況、介護給付費の見込みなど、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画に基づき算定します。
今回、第9期介護保険事業計画に基づき、次のとおり介護保険料を改定します。

所得段階	対象者	R3～5年度 年間保険料		R6～8年度 年間保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方、または、住民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	20,600 円		21,000 円
第2段階	住民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	34,300 円		35,700 円
第3段階	住民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	48,000 円		50,500 円
第4段階	本人が住民税非課税世帯課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	61,800 円		66,400 円
第5段階	本人が住民税非課税かつ世帯課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える方	68,700 円 (基準額)	変更後	73,800 円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	82,400 円		88,500 円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	89,300 円		95,900 円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	103,000 円		110,700 円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	116,800 円		125,400 円
第10段階（※）	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	円		140,200 円
第11段階（※）	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	円		154,900 円
第12段階（※）	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	円		169,700 円
第13段階（※）	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	円		177,100 円

※R6年度から新たに所得段階第10～13段階が追加されています。